



定により、砺波農林振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年8月10日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量(基準点測量)

2 作業期間

令和4年7月19日から令和4年12月21日まで

3 作業地域

南砺市吉松ほか 地内

### 公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、砺波農林振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年8月10日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量(基準点測量)

2 作業期間

令和4年7月19日から令和5年1月31日まで

3 作業地域

南砺市舘 地内

### 公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、砺波農林振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知

があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年8月10日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量(基準点測量)

2 作業期間

令和4年7月19日から令和5年1月31日まで

3 作業地域

南砺市小坂 地内

### 公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年8月10日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

基準点測量

2 作業期間

令和4年7月20日から令和4年9月30日まで

3 作業地域

富山県下新川郡入善町板谷、黒部市出島、古御堂 地区

### 公共測量の実施

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局利賀ダム工事事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年8月10日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量(レーザ測量)

2 作業期間

令和4年3月11日から令和4年11月30日まで

3 作業地域

南砺市利賀村北豆谷 地内

### 公共測量の実施

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局利賀ダム工事事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年8月10日

富山県知事 新 田 八 朗

1 作業種類

公共測量(基準点測量)

2 作業期間

令和4年7月12日から令和4年11月30日まで

3 作業地域

南砺市利賀村北豆谷 地内

### 公共測量の実施

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局立山砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年8月10日

富山県知事 新 田 八 朗

## 1 作業種類

公共測量(基準点測量、UAVレーザ測量、路線測量)

## 2 作業期間

令和4年7月13日から令和4年12月28日まで

## 3 作業地域

富山市有峰地内

**公共測量の終了**

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局富山河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年8月10日

富山県知事 新 田 八 朗

## 1 作業種類

航空レーザ測深

## 2 作業期間

令和3年9月25日から令和4年6月24日まで

## 3 作業地域

神通川・井田川・熊野川・西派川流域(富山県富山市)

**大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項及び第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和4年8月10日

富山県知事 新 田 八 朗

## 1 店舗の名称及び所在地

イオンモールとなみ 砺波市中神一丁目174番地 外20筆

## 2 店舗を設置する者 イオンリテール株式会社

## 3 変更事項

## (1) 駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 駐車場A-1 (建物外周) /615台 他7か所 合計 8か所/1,728台

(変更後) 駐車場A-1 (建物外周) /348台 他2か所 合計 3か所/1,014台

## (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) A-1 (建物外周) , A-2 (建物屋上) /24時間、他6か所/午前6時から午後10時まで

(変更後) A-1 (建物外周) , A-2 (建物屋上) /24時間、他1か所/午前6時から午後10時まで

## (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) A-1 (建物外周) 、 A-2 (建物屋上) 6箇所/北西側2箇所、北東側1箇所、南東側2箇所、南西側1箇所 他11箇所 合計 17箇所

(変更後) A-1 (建物外周) 、 A-2 (建物屋上) 5箇所/北西側2箇所、北東側1箇所、南東側2箇所 他1箇所 合計 6箇所

## 4 変更の日 令和5年1月31日

## 5 変更の理由

(1) 当初の立地法届出駐車台数と実際の駐車場利用状況に乖離があるため、現況に即した必要駐車台数を検討し駐車場の合理的な利用を図るため。

(2) 駐車場の位置の変更に伴う変更。

(3) 駐車場の位置の変更に伴う変更。1箇所の出入口については、搬入車専用とするため。

## 6 届出の日 令和4年7月25日

## 7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課

## 8 縦覧期間 令和4年8月10日から令和4年12月12日まで

## 9 その他

---

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
  - (2) (1)の事項の公表の可否
  - (3) 当該店舗の名称及び所在地
  - (4) 意見及びその理由
-

